

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の終了認可……………一
- …(都市整備局市街地整備部民間開発課) ……一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……………一
- …(環境局都市地球環境部総量削減課) ……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………二
- …(環境局環境改善部化学物質対策課) ……二
- 生活保護法による指定医療機関の辞退……………三
- …(福祉保健局生活福祉部保護課) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………四
- …(福祉保健局障害者施策推進部計画課) ……四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
- …(同) ……六
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………七
- …(都市整備局市街地整備部民間開発課) ……七
- 開発行為に関する工事完了……………七
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七

告示

東京都告示第千十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三條第一項の規定に基づき大塚望地土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九條第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の氏名
石坂 久夫
石坂 栄理子
- 二 事業施行期間
平成二十四年二月二十三日から平成二十六年十月三十一日まで
- 三 施行地区
八王子市大塚及び鹿島の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日
大塚望地土地区画整理事業
平成二十四年二月二十三日
- 五 土地区画整理事業の終了の認可の年月日
平成二十六年七月十四日

東京都告示第千十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八條の十第一項の規定に

基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八條の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 登録番号
十二
- 二 登録区分
特定ガス・基準量
都内外削減量
その他ガス削減量
- 三 登録検証機関名称
優良事業所基準(第一区分)
優良事業所基準(第二区分)
LLOYD'S REGIS
TER QUALITY A
SSURANCE LIM
TED(ロイド レジスター
クオリティ アシユアラ
ス リミテッド)
- 四 代表者氏名
日本における代表者 調 俊
彦
- 五 営業所名称
LRQAジャパン 東京営業
所
- 六 変更前の営業所所在地
江戸川区東小岩三丁目二十一
番六号 MAC小岩ステーシ
ョン六〇一号
- 七 変更後の営業所所在地
中央区日本橋一丁目二番十号
東洋ビル五階
- 八 変更年月日
平成二十六年七月一日
- 一 登録番号
二十
- 二 登録区分
特定ガス・基準量
その他ガス削減量

三 登録検証機関名称

インターテック・サージェイ
イケーション株式会社

四 代表者氏名

代表取締役 坂井 喜好

五 変更前の営業所名称

ムーディー・インターナシ
ナル・サージェイイケーシ
ン株式会社 東京事務所

六 変更後の営業所名称

インターテック・サージェイ
イケーション株式会社 東京
事務所

七 営業所所在地

中央区日本橋堀留町一丁目四
番二号 日本橋Nビル四階
平成二十六年四月二日

八 変更年月日

●東京都告示第千十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千三百十
六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

平成二十六年七月十四日

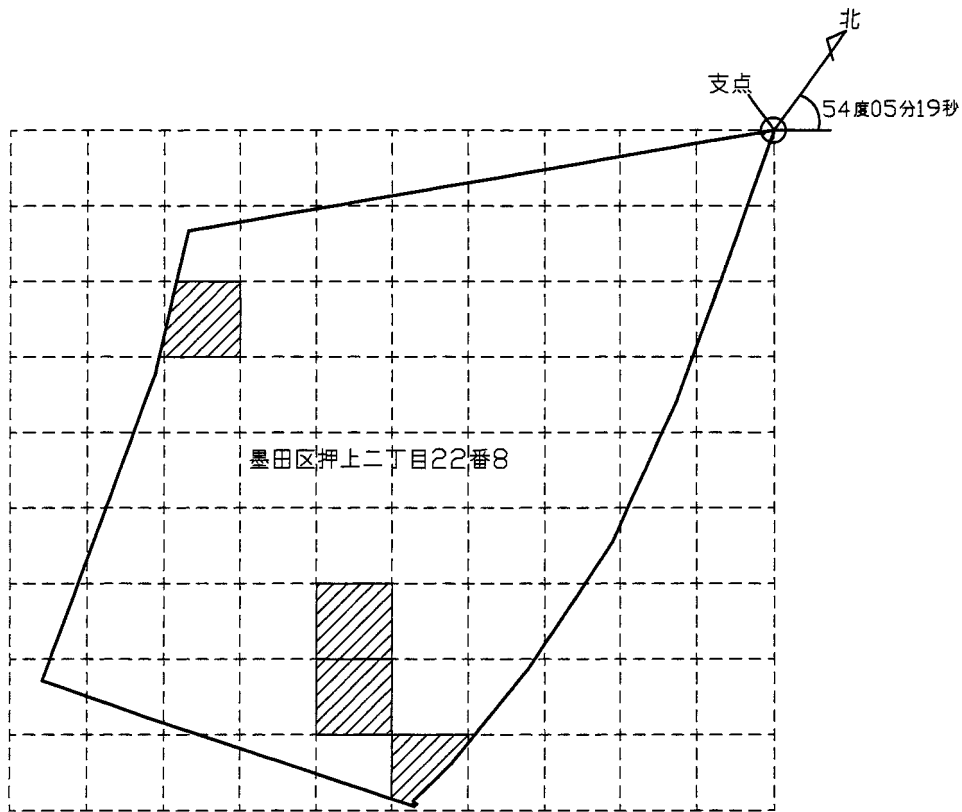
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（墨田区押上二丁
目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



〈凡例〉

- : 単位区画
- : 敷地境界、筆境界
- ▨: 指定を解除する区域

〈支点〉

支点は、墨田区押上二丁目22番8の最北端とする。

〈格子の回転角度(54度05分19秒)〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとした場合を含む。）の規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関の指定の辞退があったので、法第五十五条の二第三号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十四日

東京都知事 外 添 要 一

平成26年4月分

1 辞退(医療機関)

番号	医療機関名	医療機関所在地	辞退年月日
1	井荻クリニック	東京都杉並区下井草5-18-7 西武井荻商店街振興組合会館1階	平成26年3月7日
2	医療法人社団貞真会貞永クリニック	東京都板橋区清水町78-8	平成26年3月31日
3	新田クリニック	東京都練馬区大泉学園町1-28-5 ハピネスオミノビル1階	平成26年4月1日
4	浜口歯科医院	東京都江東区大島4-1-6-110	平成26年4月14日
5	医療法人社団亮和会 はまだ歯科診療所	東京都大田区大森北6-28-6 ヴィラあさひ2階	平成26年4月1日
6	新田歯科医院	東京都大田区矢口1-29-6	平成26年4月2日
7	ピッコロバンビーニ こども歯科・矯正歯科	東京都府中市若松町4-36-6	平成26年4月1日
8	医療法人社団愛光会 ムラタデンタルクリニック	東京都調布市小島町2-48-26 調布サウスゲートビル2階	平成26年2月13日

●東京都告示第千十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

病院又は診療所(育成医療・更生医療)

(1)名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
望星新宿南口クリニック	医療法人社団松和会 望星新宿南口駅前クリニック	渋谷区代々木2-9-2 久保ビル3階	渋谷区代々木2-10-12 JA東京南新宿ビル8階及び9階	腎(じん)臓	平成25年9月2日

(2)名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
一般財団法人聖路加国際メディカルセンター 聖路加国際病院	財団法人聖路加国際病院 聖路加国際病院	中央区明石町9-1	口腔	平成25年4月1日
一般財団法人聖路加国際メディカルセンター 聖路加国際病院	財団法人聖路加国際病院 聖路加国際病院	中央区明石町9-1	整形外科	同日
一般財団法人聖路加国際メディカルセンター 聖路加国際病院	財団法人聖路加国際病院 聖路加国際病院	中央区明石町9-1	形成外科	同日
一般財団法人聖路加国際メディカルセンター 聖路加国際病院	財団法人聖路加国際病院 聖路加国際病院	中央区明石町9-1	脳神経外科	同日
一般財団法人聖路加国際メディカルセンター 聖路加国際病院	財団法人聖路加国際病院 聖路加国際病院	中央区明石町9-1	心臓血管外科	同日
一般財団法人聖路加国際メディカルセンター 聖路加国際病院	財団法人聖路加国際病院 聖路加国際病院	中央区明石町9-1	腎(じん)臓	同日
一般財団法人聖路加国際メディカルセンター 聖路加国際病院	財団法人聖路加国際病院 聖路加国際病院	中央区明石町9-1	免疫	同日
社会医療法人社団森山医会 森山リハビリテーション病院	医療法人社団森山医会 森山リハビリテーション病院	江戸川区西葛西6-15-24	腎(じん)臓	平成25年6月1日
社会医療法人社団森山医会 森山記念病院	医療法人社団森山医会 森山記念病院	江戸川区西葛西7-12-7	整形外科	同日
医療法人社団吉祥会 井の頭クリニック	井の頭クリニック	武蔵野市吉祥寺南町1-8-10 エクセレンス吉祥寺302号	腎(じん)臓	平成25年7月1日
医療法人社団富寿会 王子みのうら矯正歯科	王子みのうら矯正歯科	北区王子1-16-7 石井ビル3階	歯科矯正	平成25年10月1日

(3)所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
医療法人社団敬悠会 石崎矯正歯科医院	杉並区萩窪5-27-5 中島第二ビル8階	杉並区萩窪5-27-6 中島第1ビル4階	歯科矯正	平成25年5月11日
医療法人社団Teeth Alignment アクア日本橋デンタルクリニック	中央区日本橋室町2-4-1 浮世小路千足屋ビル4階	中央区日本橋室町1-11-8 神茂ビル2階	歯科矯正	平成25年5月20日
医療法人社団松和会 望星西新宿診療所	渋谷区代々木2-10-2 JAビル東京南新宿8階	新宿区西新宿3-12-12	腎(じん)臓	平成25年9月2日

病院又は診療所(更生医療)

(1)名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
一般財団法人聖路加国際メディカルセンター 聖路加国際病院	財団法人聖路加国際病院 聖路加国際病院	中央区明石町9-1	腎(じん)臓	同日

(2)所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
医療法人社団東仁会 蒲田駅前クリニック	大田区蒲田5-44-5 常和蒲田ビル5階	大田区蒲田5-44-5 蒲田トーセイビル5階	腎(じん)臓	平成25年8月1日

薬局(育成医療・更生医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
ココカラファイン薬局 曙橋店	セイジョー薬局 曙橋店	新宿区住吉町10-9 山本ビル1階	新宿区住吉町9-4 プレミアステージ市ヶ谷河町1階	調剤	平成25年7月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
御代の台薬局 志村坂上店	板橋サテ薬局	板橋区小豆沢2-19-7 渡辺ビル102	調剤	平成24年3月1日
ザン薬局 王子店	平安会王子調剤薬局	北区王子1-2-5 サンプレイ王子ビル101	調剤	平成25年2月1日
大島南薬局	第一薬局	江東区大島5-4-8 1階	調剤	平成25年4月1日
ココカラファイン薬局 仙川店	セイジョー薬局 仙川店	調布市仙川町1-18-2 仙川駅前ビル1階	調剤	平成25年6月1日
みなみ薬局 平和島店	平和島薬局	大田区大森北6-14-11	調剤	平成25年6月3日
みなみ薬局 大森店	日本メディケア大森薬局	大田区大森北1-34-5	調剤	同日
みなみ薬局 サンフラワー店	サンフラワー薬局	大田区大森北1-33-4	調剤	同日
みなみ薬局 成増店	日本メディケア成増薬局	板橋区成増1-13-11	調剤	同日
さくら薬局 虎ノ門2丁目タワー店	ライオン薬局	港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー	調剤	平成25年7月1日
クラフト薬局 向丘店	セントラル調剤薬局 千駄木店	文京区向丘2-14-9 岸田ビル	調剤	同日
薬局くすりの福太郎 滝野川店	滝野川かねまん薬局	北区滝野川7-2-7-A	調剤	同日
フロンティア薬局 新大久保店	ワタキュー薬局 新大久保店	新宿区百人町2-7-9 STKビル1階	調剤	平成25年8月1日
さくら薬局 荻中店	荻中エンゼル薬局	大田区荻中2-9-3 荻中田中ビル1階	調剤	同日
さくら薬局 本町店	かすみ薬局	町田市本町田4394-9	調剤	同日
ココカラファイン薬局 千歳船橋調剤店	セイジョー薬局 千歳船橋調剤店	世田谷区船橋1-1-7 林ビル1階	調剤	平成25年9月7日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
小平薬局天神	小平市花小金井8-1-3	小平市天神町2-11	調剤	平成24年10月1日
阪神調剤薬局 六ツ木店	足立区六木1-4-16	足立区六木1-4-17	調剤	平成25年4月1日
清水薬局 多摩平店	日野市多摩平1-4-7 佐々木ビル1階	日野市多摩平1-4-8 モナーク豊田1階	調剤	平成25年5月3日
すみれ薬局	板橋区高島平1-72-14-101	板橋区高島平1-72-14 アジリア西台EAST101	調剤	平成25年9月1日

指定訪問看護事業者等(育成医療・更生医療)

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
一般社団法人小平市医師会訪問看護ステーション	社団法人小平市医師会訪問看護ステーション	小平市小川町2-1315-9	訪問看護	平成24年4月1日

(2) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	担当すべき医療の種類	変更年月日
訪問看護ステーション しもきたざわ	世田谷区代田6-6-9 アルコープ下北沢B1	世田谷区代田6-6-9 アルコープ下北沢2E	訪問看護	平成24年1月23日
セントクア訪問看護ステーション豊島	豊島区東池袋3-20-21 2階	豊島区東池袋2-6-2-203	訪問看護	平成25年4月1日
訪問看護ステーション元	立川市高松町1-17-20	立川市高松町2-9-21 F本社ビル1階	訪問看護	同日
光が丘訪問看護ステーション	練馬区田柄4-1-16	練馬区田柄4-1-18	訪問看護	平成25年4月15日
ナースステーションもも	品川区東五反田7-1-3 伸和五反田ビル1階	品川区東五反田2-19-4 坂本ビル2階	訪問看護	平成25年6月10日
東京リハビリ訪問看護ステーション	三鷹市下連雀3-32-3 名取ビル301	三鷹市下連雀3-43-3 けやきビル7階	訪問看護	平成25年6月16日
訪問看護あい羽	町田市医師町1332-15	町田市山崎町283-3 サンライズ上山崎1階	訪問看護	平成25年7月8日
◎(あつと)訪問看護ステーション	立川市錦町2-7-10 西野ビル1階	立川市栄崎町4-3-18 池戸ビル101	訪問看護	平成25年9月14日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人手話教師センター

三 代表者の氏名

赤堀 仁美

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区大森北一丁目三十番一号 三喜屋ビル二階

階

五 定款に記載された目的

この法人は、日本手話教育に関心のある者に対して、体系的で効果的、かつ実践的な教授法による手話教師育成事業や実践研修講座事業等を行い、日本手話教師の質の向上と人材育成を図る。また広く一般市民に對して、ろう者特有の文化を啓蒙し、言語としての手話の普及

発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポーツプロモーション

三 代表者の氏名

李 春成

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区東三丁目十五番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く青少年に対して、サッカー及びスポーツの普及振興を図り、青少年の健全な心身の発達、育成に関する事業を行い、スポーツ環境の充実、スポーツ文化の振興、交流、発展を図ることにより、地域に密着した豊かなスポーツ文化の醸成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポーツドアあずま

三 代表者の氏名

荻部 清

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区八広四丁目三十五番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツ及び文化活動に関する事業を行い、「いつでも、だれでも、いつまでも」気軽にスポーツや文化活動を楽しみ、地域交流・地域貢献することで、子どもの健全な育成、住民の健康維持・増進、地域コミュニティの充実を図り、健康で文化的な地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エキスパート福祉支援協会

三 代表者の氏名

上田 伸夫

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋本石町四丁目五番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、個人・企業・団体から寄付を募り、それを児童養護、社会福祉、人道支援、環境保護支援等を主たる目的としている団体に対し、その財政的基盤確立の一助とするための支援を行うことにより、豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本情報技術取引所

三 代表者の氏名

酒井 雅美

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝二丁目三番三号 芝二丁目大門ビルディング二階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、情報技術を用いて仕事情報や人材情報等の収集・提供を行うとともに、各界に対応した各種の教育研修を行い、高度化する情報化社会における経営環境や雇用環境の改善を図り、もって情報化社会の発展と日本経済の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人若さを維持し健康に暮らせる町作り

三 代表者の氏名

橋場 榮二

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区東小岩一丁目五番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、快適居住空間で満たされた町作りの事業と、高齢者がこの町で末永く安心して生活できる為の支援活動に関する事業を行い、高齢者の生活向上と健康増進、並びに精神的生きがい発見に寄与することを目的とし、将来はアジア各国においても同様の支援活動を展開すべく、調査、研究及び開発を進める。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東北岩手応援チャンネル

三 代表者の氏名

出淵 晴彦

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区野沢一丁目三十五番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、岩手県等自治体、企業、個人事業に対して、被災地等の復興、経済活動の支援事業として各産業のPR、広報活動を映像制作、映像配信を通じ、広く社会に認知して頂くことで効果的な地域社会活性化に貢献する。

また、地域の安全、安心な街づくり、音楽等を通じたコミュニケーションづくり事業を行い地域社会に寄与、貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むさしの環境会議

三 代表者の氏名

山野井 毅

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目三番一号 成蹊大学

一〇号館 富田武研究室内

五 定款に記載された目的

この法人は、武蔵野の自然環境や都市環境、生活環境における諸問題を調査・研究し、その解決・改善に向けての提言を行うとともに、各種セミナー・講習会等を開催し、武蔵野に暮らす地域住民のアメニティ(快適な環境)に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アトリエ銀木星

三 代表者の氏名

關本 綾子

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市中町一丁目十九番十号 ルピナス武蔵

野二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持った人たちに対して、機織り・染色を通じた創作活動によって充実した余暇活動への参加機会を地域社会の中で提供するとともに、一般住民が障害を持った人たちへの理解を深める活動を通して、誰もが普通に暮らせるノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
平成二十六年七月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 氏名

長谷川 政行

二 住所

品川区小山三丁目十九番十二号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十六年七月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

日野市万願寺五丁目一番三
立川市高松町三丁目二十九
番十七号

三絆地所株式会社
代表取締役 鈴木 等

昭島市玉川町三丁目七百六十
六番四及び同番十六
地一
立川市幸町一丁目二十一番

株式会社アステーク
代表取締役 細瀨 弘之

あきる野市油平字西一丁目百
七十三番一及び百七十四番一
二十三号
昭島市玉川町四丁目十二番

株式会社エムツーホーム
代表取締役 松藤 正利

立川市砂川町一丁目五十一番
十一、同番十二、同番十七及
び同番二十二から同番二十四
まで
埼玉県所沢市西所沢二丁目
五番十九号
株式会社国土都市開発
代表取締役 宮嶋 義伸

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体に
あつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十六年七月十四日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年七月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

時までを除く。

一 店舗名
デックス東京ビーチ

二 店舗所在地
港区台場一丁目六番一号

三 設置者名
三井住友信託銀行株式会社

四 設置者住所
千代田区丸の内一丁目四番一号

五 変更前の小売業者
の氏名又は名称
株式会社ジオほか四十八名

六 変更後の小売業者
の氏名又は名称
株式会社サークルKサンクスほか
五十二名

七 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称
株式会社レモンツリーほか六名

八 変更前の小売業者
の住所
大阪府羽曳野市羽曳が丘五丁目十
九番二十四号(株式会社レモンツ
リー)ほか

九 変更後の小売業者
の住所
大阪府藤井寺市岡二丁目十二番五
号(株式会社レモンツリー)ほか

十 変更前の小売業者
の代表者名
室井 吉玄(ランド株式会社)ほ
か

十一 変更後の小売業
者の代表者名
室井 秀貴(ランド株式会社)ほ
か

十二 変更日
平成二十五年四月一日ほか

十三 届出日
平成二十六年六月二十五日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十五 縦覧期間
平成二十六年七月十四日から同年
十一月十四日まで。ただし、東京
都の休日に関する条例(平成元年
東京都条例第十号)に定める休日
を除く。

十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一

一 店舗名
サミットストア滝野川紅葉橋店

二 店舗所在地
北区滝野川四丁目一番十八号

三 設置者名
フロンティア不動産投資法人

四 設置者住所
中央区銀座六丁目八番七号

五 変更前の設置者の
代表者名
亀井 浩彦

六 変更後の設置者の
代表者名
永田 和一

七 変更日
平成二十六年四月一日

八 届出日
平成二十六年六月二十六日

九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十 縦覧期間
平成二十六年七月十四日から同年
十一月十四日まで。ただし、東京
都の休日に関する条例(平成元年
東京都条例第十号)に定める休日
を除く。

十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名
志村3丁目駅前ショッピングセン
ター

二 店舗所在地
板橋区志村三丁目二十六番四号

三 設置者名
フロンティア不動産投資法人

四 設置者住所
中央区銀座六丁目八番七号

五 変更前の設置者の
代表者名
亀井 浩彦

六 変更後の設置者の
代表者名
永田 和一

<p>代表者名 七 変更日 八 届出日 九 縦覧場所</p>	<p>平成二十六年四月一日 平成二十六年六月二十六日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>縦覧期間 十 平成二十六年七月十四日から同年十一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>縦覧時間 十一 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十六年七月十四日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一 一 店舗名 いなげや青梅師岡店 二 店舗所在地 青梅市師岡町三丁目十八番地三ほか 三 設置者名 株式会社いなげや 四 意見 ア 聴取者 青梅市長 イ 概要 意見なし ウ 收受日 平成二十六年六月二十四日</p>
<p>縦覧場所 五 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>縦覧期間 六 平成二十六年七月十四日から同年八月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>縦覧時間 七 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 （仮称）銀座五丁目計画 二 店舗所在地 中央区銀座五丁目百二番一ほか 三 設置者名 合同会社スピードハウス 四 意見 ア 聴取者 中央区長 イ 概要 意見なし ウ 收受日 平成二十六年六月三十日</p> <p>縦覧場所 五 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号） 六 縦覧期間 平成二十六年七月十四日から同年八月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>東京都知事 外 添 要 一 一 店舗名 いなげや青梅師岡店 二 店舗所在地 青梅市師岡町三丁目十八番地三ほか 三 設置者名 株式会社いなげや 四 意見 ア 聴取者 青梅市長 イ 概要 意見なし ウ 收受日 平成二十六年六月二十四日</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002